

登録商標「DEEP SEA」不使用取消・審決取消請求事件：知財高裁平成 21(行ケ)10141・平成 21 年 10 月 8 日（4 部）判決〈認容／審決取消〉⇒上告中

【キーワード】

商標法 50 条 1 項，腕時計の文字盤，自他商品の識別力，商標の使用

【事 実】

本件は，原告（株式会社福本電機）が，下記 1 のとおりの手続において原告の本件商標の不使用を理由とする登録の取消しを求めた被告（ロレックス S . A . ）による審判請求について，特許庁が同請求を認めた別紙審決書の本件審決（その理由の要旨は下記 2 のとおり）には，下記 3 のとおりの取消事由があると主張し，その取消しを求めた事案である。

1 特許庁における手続の経緯

(1) 本件商標（甲 1）

商標登録番号：第 4 1 4 6 8 5 5 号

商標の構成

DEEP SEA

指定商品：第 1 4 類「時計，貴金属，貴金属製食器類，貴金属製のくるみ割り器・こしょう入れ・砂糖入れ・塩振出し容器・卵立て・ナプキンホルダー・ナプキンリング・盆及びようじ入れ，貴金属製の花瓶・水盤・針箱・宝石箱・ろうそく消し及びろうそく立て，貴金属製のがま口・靴飾り・コンパクト及び財布，貴金属製喫煙用具，身飾品，宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品，記念カップ，記念たて」

設定登録日：平成 1 0 年 5 月 2 2 日

存続期間の更新登録日：平成 2 0 年 5 月 2 0 日

(2) 審判手続及び本件審決

審判請求日：平成 2 0 年 3 月 1 2 日（甲 1）

審判請求登録日：平成 2 0 年 3 月 3 1 日（甲 1）

審決日：平成 2 1 年 4 月 2 0 日

本件審決の結論：「登録第 4 1 4 6 8 5 5 号商標の商標登録は取り消す。」

審決謄本送達日：平成 2 1 年 5 月 7 日

2 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由の要旨は，要するに，原告販売に係る腕時計（以下「原告商品」という。）の文字盤には，本件商標を構成する文字とつづりを同じくする

「DEEPSEA」との表示がされているが、これは商標法（以下「法」という。）上の自他商品の識別標識として使用されているものとは認められないから、本件商標について法50条1項にいう「使用」の事実は認めることができない、というものである。

3 取消事由

- (1) 本件商標が自他商品の識別標識として使用されていないとした認定の誤り（取消事由1）
- (2) 法50条1項にいう「使用」についての解釈の誤り（取消事由2）

【判 断】

1 取消事由1（本件商標が自他商品の識別標識として使用されていないとした認定の誤り）について

(1) 原告商品の文字盤の表示態様

原告商品は、水中でも使用できるダイバーズウォッチであって、その文字盤には、中心から上部に「ELGIN INTERNATIONAL」の文字が表示され、中心から下部には、順に「WATER RESISTANT」「AUTOMATIC DEEPSEA」「660ft=200M」「DATE」と4段で表示され、このうち「AUTOMATIC DEEPSEA」の文字は、他の部分とは異なり赤色で表示されている（甲3）。

(2) 表示の自他商品の識別力

上記の下部の4段の表示は、腕時計の文字盤上に表されたものであるところ、1行目の「WATER RESISTANT」は腕時計が防水性を有していることを示す一般的な英語用語であり、3行目の「660ft=200M」は660フィートすなわち約200メートルの水深までの耐水性を有していることを示しているものと解され、4行目の「DATE」は腕時計に日付表示機能が搭載されていることを示す一般的な英語用語であって、これらの用語は、いずれも商品の品質等を示すものであって、自他商品の識別標識として使用されているものとみることはできない。

2行目の「AUTOMATIC DEEPSEA」の表示については、「AUTOMATIC」と「DEEPSEA」との間に約1字分の空白が設けられ、また、「AUTOMATIC」は腕時計が機械式の自動巻時計であることを示す一般的な英語用語であるのに対し、「DEEPSEA」は「深海」を意味する英単語の「DEEP-SEA」を表示し、「AUTOMATIC」とは関連性のない別の意味のものであることからすると、「AUTOMATIC」と「DEEPSEA」とに分離してみることができる。なお、この「DEEPSEA」の表示は、「DEEP」と「SEA」とが連続して記載されているか否

かなどといった違いはあるが、本件商標と社会通念上同一のものと認められる。

そして、この「DEEPSEA」については、次行の「660ft = 200M」の表示とあいまって、需要者において、水深200メートルの深海においても使用できる耐水性を有するとの機能を表示するものと理解し得る可能性があるが、一方、「DEEPSEA」の語は、深い水深の場所でも使用できる腕時計の品質を表示する語として一般的に使用されているものではないこと（当事者間に争いが無い。）などからすると、この「DEEPSEA」の表示については、「深海」の意味を示す用語として、需要者において、テレビ番組等においても目にする機会がめったにない深海や深い海の神秘的なイメージをも与えていると理解することができ、このことは、需要者に対して、これが付された腕時計である原告商品の自他の識別標識としての機能をも果たしているものであって、「DEEPSEA」の表示は、原告商品に自他商品の識別標識としての機能を果たす態様で用いるものとして付されているといえることができる。

この点について、被告は、原告商品が実際に水中で使用できる「ダイバーズウォッチ」であること、原告商品と同程度の防水機能のついた腕時計は多数存在し、一般消費者であっても、腕時計の防水機能の表示等について一定の知識を有するといえ、「660ft = 200M」の表示の意味合いを容易に把握することができること、原告商品における「DEEPSEA」の表示態様や「DEEPSEA」の語の意味が容易に理解できることを考慮すれば、取引者・需要者は、「660ft = 200M」の表示とあいまって、「DEEPSEA」の表示を「水深200メートルの深海においても使用できる機能及び主な使用表示」と認識するといえることができ、同表示をもって、原告製品と他の製品を識別するための手掛かりとして認識しているといえることはできないと主張するが、商品に付された1つの標章が常に1つの機能しか果たさないと解すべき理由はなく、原告商品に付された「DEEPSEA」の表示が、次行の「660ft = 200M」の表示とあいまって、需要者において、水深200メートルの深海においても使用できる耐水性を有するとの機能を表示するものと理解し得るとしても、その表示が、同時に、自他商品を識別させるために付されている商標でもあると解することができるものであり、上記のとおり「DEEPSEA」の持つイメージ等に照らすと、この表示が原告商品に自他商品を識別させる機能をも果たす態様で用いるものとして付されていると解することができるものであって、被告の主張は採用することができない。

そうすると、原告が主張している取消事由2について検討するまでもなく、本件商標について法50条1項にいう「使用」の事実は認められるべきものであるから、その事実を認めることができないとして原告の商標登録を取り消した本件審決は誤りというほかない。

2 結論

以上の次第であるから、本件審決は取り消されるべきものである。

【論 説】

1. 本件は、原告（審判被請求人）の本件商標は、第14類時計その他を指定商品としていたものであるところ、被告（審判請求人）が、原告販売に係る腕時計の文字盤に、本件商標の文字とつづりを同じくする「DEEPSEA」の表示がなされていることに対し、審判部が、これは商標法における自他商品の識別標識として使用されているものとは認められないから、法50条1項にいう「使用」の事実を認めることができない、との理由によって登録取り消しの審決をしたことに対し、原告（審判被請求人）が不服請求した審決取消事件である。

この判決は、腕時計の文字盤への商標の表示は、「AUTOMATIC DEEPSEA」として、他部分とは違って赤色で表記されているという。

そして、本件商標は「DEEP SEA」と2語の間に間隔があるのに対し、前記文字盤上の「DEEPSEA」は2語が連続して記載されている違いはあっても、これは社会通念上同一のものと認められるから、取消理由は存在しないと判示したのである。

2. この判決の卓見は、「商品に付された1つの標章が、常に1つの機能しか果たさないと解すべき理由はない」と説示していることである。すると、需要者は、200mの深海でも使用できる耐水性機能を有する時計であることを理解するとともに、自他商品を識別させるために付された商標であることも理解することができるので本件商標について解し、被告の主張を排斥し、審決を取り消したことは妥当であろう。

3. ところで、私は、毎月このHPの「裁判例コーナー」に最近の裁判例を紹介するにあたり、生の判決文のコピーを讀んでいて気が付くことが一つある。それは、審決取消請求事件を担当する知財高裁の4か部において、判決のまとめ方がそれぞれ違い、統一した手法でなされていないことである。

その一例は、本件判決の「事実」中の「審決理由の要旨」の記載にある。本件判決は、「要するに」という短句によって、数行の記載で終わっているが、高裁としては、審決を整理したまとめを記載してほしいと思うのである。これとの同例は、同部が扱った次のG-96の判決でも見られるところである。

これに対し、同様の事案を扱っているG-90、G-91に見られる第3部による審決要旨のまとめ方は、当事者を含め判決を讀む者の理解を深めるためになっているといえるのである。

〔牛木 理一〕